

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、龍谷大学学則第70条に定める科学技術共同研究センター(以下、「共同研究センター」という。)について、その組織、運営等必要な事項を定めることを目的とする。

(所在地)

第2条 共同研究センターは、龍谷大学瀬田学舎内に置く。

(共同センターの目的)

第3条 共同研究センターは、科学技術及びその関連分野に関する研究・開発を行い、科学技術の創造と発展に寄与し、あわせて研究成果の社会還元を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 共同研究センターは、前条に掲げる設置目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 科学技術及びその関連分野に関する研究・開発
- (2) 研究・開発に必要な情報の収集、管理及び機関誌・図書等の編集・刊行に関すること。
- (3) 公共機関、民間団体その他学外からの依頼による研究・調査に関すること。
- (4) 地場産業の育成等地域に対する技術協力及び技術指導に関すること。
- (5) 共同研究センターにおける研究成果の技術移転に関すること。
- (6) 技術者再教育に関すること。
- (7) 研究会、講演会、公開講座の開催等科学技術広報に関すること。
- (8) その他目的達成に必要なこと。

第2章 運営会議

(運営会議)

第5条 共同研究センターに、共同研究センターの重要な事項について審議・決定するため、科学技術共同研究センター運営会議(以下「運営会議」という。)を置く。

2 次の各号に掲げる事項は、運営会議において決定するものとする。

- (1) 共同研究センターの事業計画
- (2) 共同研究センター予算
- (3) 研究プロジェクトの設置・廃止
- (4) 受託研究の実施計画
- (5) 研究員及び受託研究員の受入れ
- (6) その他共同研究センターに関わる重要な事項

(構成)

第6条 運営会議は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) センター長

- (2) 理工学部教授会が選任する者 6名
 - (3) 学長が指名する者 3名
 - (4) 第17条に規定する専任研究員
 - (5) 研究部事務部長
- 2 前項第2号及び第3号による者の任期は、1年とし、毎年4月に交代するものとする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

- 第7条 運営会議は、定例会議と臨時会議とする。
- 2 定例会議は、原則として毎月1回定期的に開催する。
 - 3 臨時会議は、センター長が必要と認める都度開催する。

(招集・議長)

第8条 運営会議の招集は、センター長が行い、センター長は会議の議長となる。

(定足数等)

第9条 運営会議は、構成員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数の同意により決する。

第3章 共同研究センターの組織

(部の設置)

- 第10条 共同研究センターに、次の部を置く。
- (1) 研究庶務部
 - (2) 技術協力部
 - (3) プロジェクト研究部
- 2 研究庶務部は、主として次の各号に掲げる業務を処理する。
- (1) 研究に必要な情報の収集・管理に関すること。
 - (2) 研究成果の刊行に関すること。
 - (3) 研究広報に関すること。
 - (4) 受託研究に関すること。
 - (5) 共同研究センターの庶務に関すること。
- 3 技術協力部は、主として次の各号に掲げる業務を処理する。
- (1) 地場産業の育成と技術協力に関すること。
 - (2) 技術移転に関すること。
 - (3) 技術者再教育に関すること。
- 4 プロジェクト研究部には、複数の研究プロジェクトを置く。各研究プロジェクトは、当該プロジェクトに定められた研究・調査を行う。

(付属研究センター)

- 第11条 研究の活性化・高度化を推進するために運営会議が必要と認める場合は、「付属研究センター」を設置することができる。
- 2 付属研究センターの運営等については、別に定める。

第4章 職員組織

(センター長)

第12条 共同研究センターに、センター長1名を置く。

- 2 センター長は、共同研究センターの業務を統括し、共同研究センターを代表する。
- 3 センター長は、運営会議が候補者を推薦し、学長が任命する。
- 4 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(主任)

第13条 第10条に定める部に、主任各1名を置く。

- 2 主任は、各部の業務を調整処理する。
- 3 主任は、運営会議で選任する。

(主査)

第14条 プロジェクト研究部に設置する各研究プロジェクトには、それぞれ主査1名を置く。

- 2 主査は、当該研究プロジェクトを主宰し、その活動を調整推進する。
- 3 主査は、運営会議が選任する。

(常任委員会)

第15条 運営会議の決定事項の執行及び委任事項の処理並びに共同研究センターの日常的業務処理の連絡・調整を図るため、センター長のもとに常任委員会を置く。

- 2 常任委員会は、次の各号の者で構成する。
 - (1) センター長
 - (2) 第13条に定める各主任
 - (3) 運営会議が選任する者 若干名
 - (4) 共同研究センター課長

第5章 研究員

(研究員)

第16条 共同研究センターに、次の各号の研究員を置く。

- (1) 専任研究員
- (2) 兼任研究員
- (3) 客員研究員
- (4) 嘱託研究員

(専任研究員)

第17条 専任研究員は、共同研究センターに所属する専任の教育職員で、専ら研究・調査に従事する者をいう。

- 2 専任研究員の任用については、別に定める。

(兼任研究員)

第18条 兼任研究員は、共同研究センターの活動に参加する本学専任教職員をいう。

- 2 兼任研究員は、センター長が候補者を推薦し、学長が委嘱する。ただし、候補者が専任教職員である場合は、あらかじめその候補者の所属する学部教授会の承認を得るものとする。
- 3 兼任研究員の任期は、1年間又は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(客員研究員)

第19条 客員研究員は、学外の研究者で一定の期間共同研究センターに所属してその活動に参加する者をいう。

- 2 客員研究員は、センター長が候補者を推薦し、運営会議の議を経て、学長が委嘱する。

(嘱託研究員)

第20条 嘱託研究員は、前3条に規定する者以外の者で、共同研究センターの活動に参加する者をいう。

- 2 嘱託研究員の任用は、前条第2項の規定を準用する。

(受託研究員)

第21条 共同研究センターは、企業等から受託研究員を受入れることができる。

- 2 受託研究員の実入については、別に定める。

第6章 補則

(連絡協議会)

第22条 共同研究センターと学外の機関等との連絡調整を図るために、センター長のもとに共同研究センター連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を置く。

- 2 連絡協議会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) センター長
- (2) 運営会議が選任する学内の専任教職員
- (3) 学長が委嘱する学外の者

- 3 前項第3号の者の選定・任期等は、運営会議の議を経てセンター長の申達に基づき行うものとする。

(事務室)

第23条 共同研究センターに、共同研究センター事務室を置く。

- 2 共同研究センター事務室に、必要な事務職員を置く。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改正又は廃止は、運営会議の議を経て大学評議会において決定する。

付 則

- 1 この規程は、昭和64年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、龍谷大学理工学研究所規程(昭和62年3月12日制定)は廃止する。
- 3 この規程施行初年度の所長は、第11条第3項の規定にかかわらず、従前の龍谷大学理工学研究所規程による所長がこれにあたるものとする。

付 則(平成6年6月30日第6条改正)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

付 則(抄)(平成13年9月27日第6条改正)

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成15年5月15日第14条改正)

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、現に、科学技術共同研究センター事務室事務長にある者は、この規程による課長とみなす。

付 則(平成24年3月1日第6条, 第7条, 第8条, 第11条, 第14条, 第17条, 第18条, 第21条改正)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成26年3月20日第6条改正, 旧第11条～旧第13条, 旧第15条～旧第23条繰下, 旧第14条繰下・改正, 第11条新設)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。